

なぎる保育園入所希望者の受付について

令和7年度のなぎる保育園入所希望者の受付について記載しましたのでご覧ください。

【入所申込等について】

内 容	期 間	場 所
支給認定兼利用申込書 配布	令和6年10月21日（月）～	東伊豆町稲取3354番地 東伊豆町役場 2階 住民福祉課・子育て支援係窓口 ※熱川支所では配布及び受付はして おりません。
支給認定兼利用申込書 受付	令和6年11月1日（金）～ <u>11月29日（金）</u> まで（厳守）	
家 庭 状 況 調 査	令和6年12月頃から	必要に応じて、入所申請者家庭を訪問 します
入 所 決 定	令和7年2月下旬	保護者に通知 年度当初入所は、申込多数のため、審 査・通知に日数を要します。

※ ただし、上記期間内の祝祭日及び土、日曜日を除く午前9時より午後5時まで。

年度中途入所希望者につきましては、随時相談のうえ受付案内いたします。

受付は、東伊豆町に住民登録のある方のみとなります。他市町村の方は、住所地の役所にお問合せください。

入所に関しては「入所要件（基準）」を満たすことが必要です。

【入 所 募 集 人 数】 5人程度

【施 設 概 要】 保 育 所 名 なぎる保育園
所 在 地 東伊豆町稲取1458-1
設 置 主 体 社会福祉法人 たちばな童園
定 員 10人

【対 象 乳 幼 児】 令和4年4月2日～令和6年10月1日までに生まれた児童
（生後6ヶ月 令和7年4月1日時点）

【保 育 時 間】 平日基準保育時間 午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日（希望保育）

【休 園 日】 日曜・祝日・年末年始

【保 育 目 標】 子どもの健やかな発達が保障され、子どもの人権が 最大限に尊重される
子どもの成長が みんなの喜びとなり、大人も一緒に育ちあえる。そんな保育園でありたい。

裏 面 も ご 覧 く だ さ い

【保育所とは】

保育所は、「児童福祉法」に基づき保護者（祖父母等含む）が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分養育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育をすることを目的とする児童福祉施設です。通所する児童の心身の健全な発達を図る役割も有するものです。

【入所の要件（基準）】

保護者のいずれもが次の事項のいずれかに該当し、その他の家族（祖父母等）も保育にあたれない場合に、入所の要件が満たされ入所資格が生じます。

1. 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
2. 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
3. 妊娠中であるか又は、出産後間がないこと。（要件あり、子育て支援係へ確認してください。）
4. 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
5. 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
6. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
7. 就学していること。
8. 求職活動を行っていること。
9. 虐待やDVのおそれがあること。
10. 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
11. 前各号に類するものとして町長が認める事由に該当すること。

【保育所入所の申込手続き】

年度始め（4月1日）の入所の申込については、表面のとおり期間が決められております。

年度始め以外の入所（年度中途入所）につきましては、随時受付を致します。

入所の受付、入所の決定、退所手続き等は東伊豆町役場住民福祉課にて行います。

【入所の決定（承諾）】

保育所入所申込み受付後、書類の内容をもとに実情を調査し、保護者が仕事や病気などにより養育が困難且つ度合いの高い方より入所の承諾を決定します。

申込児童数が受入可能数を上回った場合、保育所に空きがない場合は、受入できないこともあります。

【利用者負担額】

利用者負担額については、子ども・子育て支援法の規定により保育所にかかる経費の一部を各家庭で負担していただくものです。負担額は、各家庭の前年の所得割額（町民税所得割。同一世帯の祖父母等を含む場合もあります。）及び4月1日付の年齢で決定されます。

※前年の所得割額は、「所得課税証明書・納税通知書」等で確認することができます。

問合せ内容	問合せ先
保育所入所退所・利用者負担額等に関する事	東伊豆町住民福祉課 95-6204
保育内容・子育て支援等に関する事	東伊豆認定こども園 95-3232

表 面 も ご 覧 く だ さ い